

経費項目	内容	留意事項
謝 金	団体以外の部外講師に対する謝礼	団体関係者以外の部外からの招へいする講師に対する諸礼金として、1相手方につき2万円を限度とする。
旅 費	講師の移動に伴う費用	原則として県内を範囲とする移動を伴う講師への旅費とし、100円/kmとする。
消 耗 品 費	実施事業にかかる消耗品	事業実施により消耗する品物(食材・用紙・筆記具等)の購入費
食 糧 費	講師への昼食代等	外部講師への食糧費で1人1回1,000円以内とする。
通 信 ・ 運 搬 費	切手・資料等の運送料	電話・ファクシミリ・インターネット等にかかる経費は対象外とする。
保 険 料	行事保険等の保険料	事業実施にかかる損害賠償保険やボランティア行事保険や事業実施にかかる器具・設備の保険料とし、使用する自家用車の車両の保険は対象外とする。
使 用 料 ・ 貸 借 料	会場の利用料や借用する器具・設備・備品等の借料	事業実施にかかる料金で団体及びその関係者に支払うものを除く。
燃 料 費	賃借する機器・設備の燃料費	賃借する車両や機械・機器・設備の稼動に伴う燃料費及び利用者のための暖房にかかる燃料費。会場のエアコン料金などは「賃借料」に含む。
印 刷 ・ 広 報 費	チラシ・ポスター・報告書等の印刷経費	事業実施にかかる印刷物の経費とし、ホームページ、新聞等の広告料は除く。 団体所有の以外のコピー機にかかる料金は「使用料」に含む。
手 数 料	振込料金・証明書発行手数料	金融機関での振込手数料・公共機関の各種証明書の発行手数料

※上記「経費項目」以外で必要と思われる経費については、事前に協議すること。

※上記「経費項目」で、団体に帰属すると判断される経費は、事業完了後において対象外とするので留意すること。



団体サポート募金のご案内

～あなたの活動を支援します～



社会福祉法人 佐賀県共同募金会

〒840-0021佐賀市鬼丸町7-18（佐賀県社会福祉会館2階）
TEL 0952-23-4996 FAX 0952-28-3407
E-mail akaihane@saga@crocus.ocn.ne.jp

佐賀県共同募金会

検索

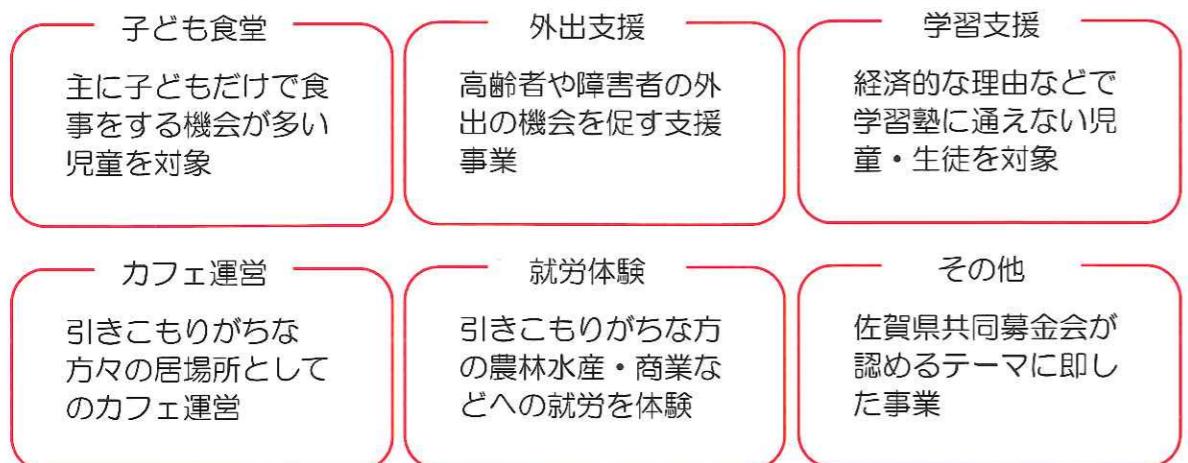


社会福祉法人 佐賀県共同募金会

募集の目的

『団体サポート募金』とは、佐賀県共同募金会（以下、本会という）が指定する「テーマ事業」を実施するために、その財源の一部を自ら募金活動により確保するもので、今回その団体を募集します。

「テーマ事業」；「地域から孤立をなくす事業」



募集団体の要件

本会が指定する「テーマ事業」を行う佐賀県内の団体で、次の要件を全て満たす団体。

- ・法人格を有しない任意の団体
- ・要支援者の家族や関係者が任意に構成する団体
- ・年間を通じて継続的に事業を行う団体
- ・団体サポート募金を「赤い羽根共同募金」の一環として募金活動を行う団体

対象としない団体

- ・自治会、民生委員会、婦人会、老人クラブなど社会的に認知されている団体
- ・共同募金会の配分、社会福祉協議会の助成を受けている団体

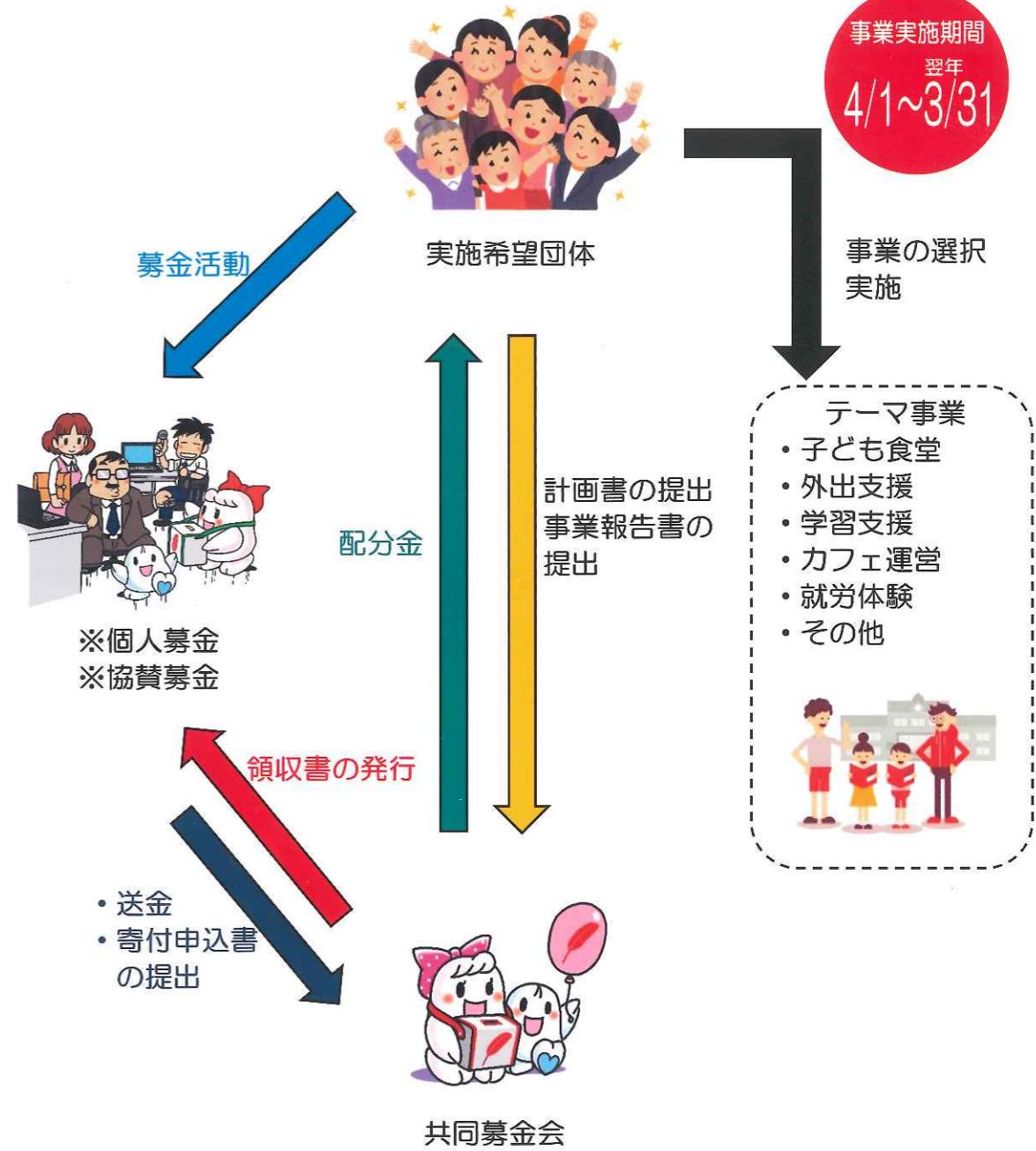
配分の額

- ・テーマ事業の配分金の額は、配分対象経費に6割を乗じて得た額（千円未満切り捨て）を限度とします。
- ・対象経費の4割は、募金活動により貰うものとします。ただし、4割の配分は次によります。
 - ①募金活動による募金額がテーマ事業費4割に満たない場合、その4割の達成率に応じた率を配分対象経費に乘じた額を配分します。「現物寄付」による寄付もその実績額として換算します。
 - ②募金活動による募金額がテーマ事業費の4割を超えた場合、本会からの配分金6割と共に越えた額全額を配分します。「現物寄付」による寄付もその実績額として換算します。

※テーマ事業にかかる配分対象経費は、裏面を参照してください。

団体サポート募金のしくみ

事業実施期間
翌年
4/1~3/31



留意事項

- 註：この事業において「団体」とは、概ね5人以上の構成員で組織し、共通の目的をもって活動するものをいいます。
- 註：この事業を行う団体は、社会福祉法の規定により、事業実施年度は、寄付金の募集を行うことができません。また同じ事業を毎年続けて行う場合、事業実施年度の翌年度は共同募金の配分は受けられません。
- 註：個人募金とは、団体が行う事業に賛同する個人
- 註：協賛募金とは、実施する事業に賛同する企業などからの「現物寄付」によるもので個人の物品の寄付は対象となりません。

